

# 65歳以上の方の介護保険料が改定されました

介護保険制度は、「介護が必要」となったときに、自己負担を軽減するため、皆さんで保険料を負担する「社会保障制度」のひとつです。

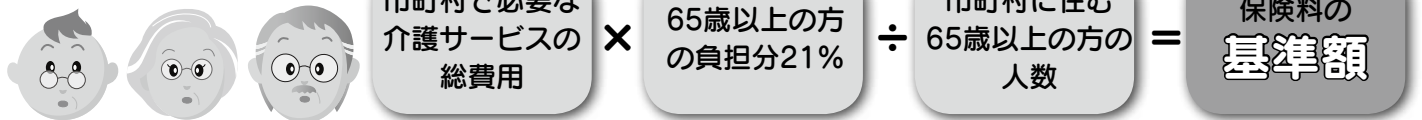
介護が必要となった方を、みんなで支えるために、40歳以上のすべての方に介護保険料を納めていただくことになっています。

※町が策定する「介護保険事業計画」は、3年ごとに改定されます。平成24年4月から新しい「介護保険事業計画」に基づいて事業が運営されており、それに伴い65歳以上の方の保険料も改定されました。

## 65歳以上の方の保険料の決まり方

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

### 基準額の算出方法

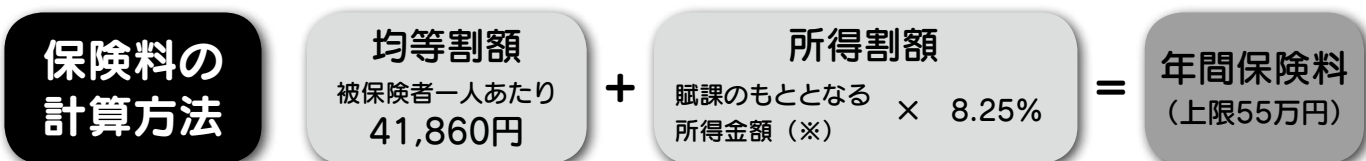
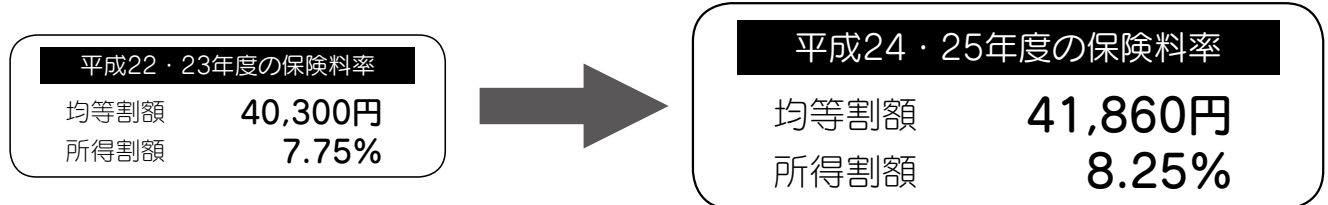


所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額×0.50	26,500
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.50	26,500
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額×0.75	39,800
特例 第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	47,800
第4段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額×1.00	53,100
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.10	58,400
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上 190万円未満の方	基準額×1.25	66,400
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の方	基準額×1.50	79,700

## 後期高齢者医療制度

### 平成24・25年度の保険料率改定のお知らせ

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療費の財源に充てるため、保険料率を見直し、次のとおり改定しました。



※「賦課のもととなる所得金額」とは、収入から、当該収入の種類に応じた金額を控除し、さらに基礎控除(33万円)を控除した金額(例)年金収入なら公的年金所得控除、事業収入なら必要経費

# 介護保険の基本

## <保険料を納め始める時期>

保険料は、65歳の誕生日の前日がある月から納めます。

(例) 9月1日生まれの方は8月から納付  
9月2日生まれの方は9月から納付

## <保険料を滞納した場合>

滞納期間により、次のような取り扱いとなります。

### ●保険料を1年以上滞納した場合

介護サービス費の1割ではなく、全額(10割)をいったん自己負担したあとで町から9割が払い戻されることとなります。

### ●保険料を1年6か月以上滞納した場合

介護サービスの費用の全額をいったん自己負担し、町からの払い戻しが一時差し止められる、又は滞納した保険料を差引いた額が払い戻されることとなります。

### ●保険料を2年以上滞納した場合

保険料を納めなかった期間に応じて、介護保険を利用したときの1割の自己負担が3割の負担となります。また、介護サービスの自己負担の額が高額になったときに介護保険から払い戻される「高額介護サービス費」や「高額介護合算療養費等」の払い戻しを受けられなくなります。

## <保険料の納入方法>

保険料の納付方法は、「特別徴収」と「普通徴収」の方法があります。

### ①特別徴収(年金から引き落としされる方法)

年金が年額18万円(月額15,000円)以上の方は、年金から引き落としになります。

引き落としの対象となる年金は、「老齢基礎年金」、「遺族年金」、「障害年金」です。(「老齢福祉年金」は、対象となりません。)

年金受給月(年6回)に2か月分の保険料が引き落としされます。

【納付月】4月・6月・8月・10月・12月・2月

※ただし、年金額が年額18万円以上でも、次の場合は「普通徴収」になります。

- ・新たに65歳になられた方(特別徴収開始までの期間)
- ・他の市町村から転入された方(特別徴収開始までの期間)
- ・年度途中で保険料が増額になった方(増額分のみ)

### ②普通徴収(町から送られた納付書で納める方法)

年金額が年額18万円未満(月額15,000円未満)の方は、納付書で納めます。

前年の所得などをもとに確定した保険料(年額)を8回の納期に分けて納めます。

【納付月】7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月

※納付書で納める場合は、便利な「口座振替」をおすすめします。

問合せ…健康保険課介護いきいき係【☎35-1222】

## 後期高齢者医療制度保険料の軽減

これまでと同様に、所得に応じて保険料の軽減を実施します。

### 【均等割額の軽減】

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額		軽減後の均等割額
9割	33万円以下の場合	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得無し)の場合	4,180円/年
8.5割		上記以外の方	6,270円/年
5割	33万円+(24.5万円以下×世帯主以外の被保険者数)以下の場合 ※単身世帯の方は、該当しません。		20,930円/年
2割	33万円+(35万円×世帯の被保険者数)以下の場合		33,480円/年

### 【所得割額の軽減】

賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方については、所得割額が5割軽減されます。

※『賦課のもととなる所得』とは、前年の総所得金額等から基礎控除(33万円)を控除した額です。

※年金収入のみの方は、年金収入で211万円以下の方が該当します。

### 【被扶養者の軽減】

後期高齢者医療制度の被保険者となる前日において、被用者保険などの被扶養者であった被保険者については、所得割がかからず、均等割額が9割軽減されます。

※『被用者保険』とは、「協会けんぽ」、「健康保険組合」、「共済組合」、「船員保険」です。(「市町村国保」、「国保組合」は対象外です。)

問合せ…健康保険課医療年金係【☎35-1221内線1221~1225】

埼玉県後期高齢者医療広域連合【☎048-833-3120】

# 平成24年度 町民税・県民税のお知らせ

平成24年度町民税・県民税は、前年中(平成23年中)の所得や所得控除等の内容によつて計算されています。平成24年1月1日現在上里町に住んでいる方が課税の対象となります。

今年度の「普通徴収」の納税通知書を、6月8日(金)(予定)に納税義務者へ発送します。

※「給与からの特別徴収」の納税通知書は、5月上旬に事業所へ発送済みです。

問合せ：税務課住民税係【☎35-1220】

## 納税方法

町民税・県民税の納税方法には、「普通徴収」と「特別徴収」があります。

### (普通徴収)

自営業やパート・アルバイトの方等が該当し、通常6月、8月、10月、12月の4回の納期に分けて個人で納税する方法です。

### (給与からの特別徴収)

サラリーマン等の方で毎

月の給与から引き落としされ、6月から翌年5月までの12回に分けて納税する方法です。

### (公的年金からの特別徴収)

公的年金を受給している方のうち、今年の4月1日に65歳以上で一定の要件を満たす方が対象となります。昨年度に引き続き、平成24年度も対象となる方は、仮特別徴収税額(平成23年度に通知済み)が平成24年4月、6月、8月に年金から引き落としされます。

## 扶養控除の見直しについて

「所得控除から手当てへ」等の観点から、年少扶養親族(0～15歳)に対する扶養控除と、高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分が廃止となりました。これを踏まえ、町民税・県民税は平成24年度から適用となります。

## 申告内容の確認・訂正について

町では、正しい課税を行うため、確定申告書や給与支払報告書等の内容確認を行い、申告書の記載に不備がある場合等については、必要に応じて訂正しています。申告書の内容の確認・訂正のため、申告した方に対して、町からお問い合わせをする場合があります。

## 平成24年度(23年分)課税証明書等について

課税証明書等は、6月8日(金)(予定)からの交付となります。交付申請の際は、1通あたり手数料150円と窓口に来庁される方の身分証明書が必要です。(ご本人又は同居のご家族以外が申請をされる場合は委任状も必要です。)

した方

### ◆課税証明書等を交付できる方

- ① 町民税・県民税の申告をした方
  - ② 確定申告をした方
  - ③ 会社等から給与支払報告書が町へ提出されている方
  - ④ 日本年金機構等から公的年金支払報告書が町へ提出されている方
- ※①～④以外の方は、町に課税資料が無いため、申告後、町民税・県民税の税額が決定するまでは証明書が交付することができません。なお、税額の決定には、最長で2か月程度かかります。また、収入のない方、家族の扶養になつていない方でも、①～④に該当しない場合は同様です。

## 納税相談窓口

休日開庁・夜間開庁のお知らせ

### ◆6月の開庁日

- 休日(午前8時30分～正午)  
6月10日(日)
- 夜間(午後8時まで)  
6月25日(月)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)よりお入りください。

### ◆窓口・問合せ

税務課収税係【☎35-1220】

- 税の納付は便利、確実な

『口座振替』のご利用を!

～税は**納期限内**に納めましょう～

## 平成24年4月から手当の名称が

# 『子ども手当』から『児童手当』に変わりました！

### 支給について

中学校卒業まで（15歳に達した後、最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給します。

[支給月] 6月・10月・2月

#### 支給額

児童の年齢	月額
3歳未満	15,000円
3歳～小学校修了前(第1・2子)	10,000円
3歳～小学校修了前(第3子以降)	15,000円
中学生	10,000円

※平成23年10月からの『子ども手当』と同額です。

### 所得制限について

平成24年6月分以降の手当から所得制限が導入されます。

所得超過の場合は、児童手当の支給はありませんが、当面の間の特例給付として児童1人あたり月額5,000円が支給されます。

#### 平成24年度所得制限限度額

扶養親族等の数	所得限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円

※所得額に対して控除等があります。

### 現況届の提出を忘れずに！

児童手当を受けている方は、6月中に『現況届』の提出が必要です。『現況届』の用紙は、6月上旬に受給者宛に郵送する予定です。6月29日(金)までに福祉こども課に提出してください。

※『現況届』の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。



#### < 現況届に必要な添付書類 >

##### ◆厚生年金加入の方

受給者の方の「健康保険証のコピー」

(児童の保険証ではありません。)

※保険証のコピーを『現況届』の裏面に糊付けしてください。

##### ◆平成24年1月2日以降に上里町に転入した方

前住所地(平成24年1月1日の住所地)の市区町村発行の「平成24年度(23年分)児童手当用所得証明書」

※その他、必要に応じて提出する書類があります。

問合せ…福祉こども課こども青少年係【☎35-1236】

## 住民基本台帳カードが変わります！

住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日より施行され、引越し等で他の市区町村へ住所が異動した場合も、現在所有する住民基本台帳カードが継続的に利用できるようになります。

これにより、転出時に住民基本台帳カードを返納する義務がなくなるため、改めて転入先の市区町村で交付申請をする必要がなくなります。

※継続利用変更への特別な手続は必要ありません。



## 外国人住民の住民基本台帳制度

7月9日施行の改正住民基本台帳法により外国人住民となる現在外国人登録を行っている方で、在留資格や在留期間について入国管理局での変更手続が終了している場合は、速やかに変更の届出をしてください。(届出先：町民環境課町民係③番窓口)

また、5月に送付した仮住民票の内容をご確認いただき、訂正等がありましたらお問い合わせください。

◀「英語版パンフレット表紙」



問合せ…町民環境課町民係【☎35-1224】